

公益財団法人宮城県消防協会マスコットキャラクター「みやぎ消太」
着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防火防災思想の普及啓発を促進するため、公益財団法人宮城県消防協会キャラクター「みやぎ消太」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という)の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象者は宮城県内の消防団・消防(局)本部及び会長が適当と認める団体とする。

(貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は7日間を限度とする。

2 前項の貸出回数は、1団体1月につき1回までとする。ただし会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの申請)

第4条 着ぐるみの借受を希望する者は、あらかじめ、借用申請書(様式1号)に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借受けしようとする日の3月前の日から借受日の7日前までに提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 消防の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、会長が着ぐるみの貸出について不適當であると認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書(様式2号)をもって行い、不承認は、着ぐるみ貸出不承認書(様式3号)をもって行う。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定による承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しない。

- 2 会長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(返却)

第9条 借受者は着ぐるみの使用を終えたとき、承認された期間を経過したとき又は前条の規定により承認を取り消されたときは、着ぐるみ返却届兼使用状況報告書(様式4号)を提出するものとする。

- 2 借受者が着ぐるみを返却するときは、点検を受けるものとする。

(原状回復)

第10条 借受者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

様式 1 号

発 番 号
平成 年 月 日

公益財団法人宮城県消防協会
会 長 坂 本 長 男

団体名
住 所
代表者名 印

「みやぎ消太」着ぐるみの借用申請書

着ぐるみ貸出要綱第 4 条の規定により、下記のとおり借り受けをしたいので申請します。

記

1.イベント等名	
2.使用日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
3.使用場所	
4.使用用途	
5.受取希望日	平成 年 月 日(曜日) 午前・午後 時
6.返却日	平成 年 月 日(曜日) 午前・午後 時
7.連絡先	担当者名 : TEL :

※イベント内容のわかる資料等があれば添付してください。

※イベント等への参加対象者・予定人員等を使用用途欄に記載してください。

【承認決裁欄】申請者は記入しないで下さい

会 長	事務局長	事務局	担 当	貸出の可否	
				可・否	否の理由

受付 平成 年 月 日
承認 平成 年 月 日

様式 2 号

発 番 号
平成 年 月 日

様

(公財)宮城県消防協会会長

「みやぎ消太」着ぐるみ貸出承認書

平成 年 月 日付 発番号で申請のありましたみやぎ消太着ぐるみの貸出については、下記のとおり承認します。

記

1. 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
2. 引渡し日 平成 年 月 日 午前・午後 時
3. 返却予定日 平成 年 月 日 午前・午後 時
4. 貸出条件
 - ① 運搬に係る費用は借受者の負担とします。
 - ② みやぎ消太取扱説明書に従って使用すること。
 - ③ 個人や団体のマスコットキャラクターとしては使用しないこと。
 - ④ 政治、宗教、思想等の活動には使用しないこと。
 - ⑤ 火気、水気及び危険物の近辺では使用しないこと。
 - ⑥ 返却前に必ず状態を確認し、汚れを落としてください。修理、クリーニング等が必要な場合は、費用を借受者へ請求させていただきます。
 - ⑦ 違反や虚偽等が判明した場合は貸出しを取消すことがあります。

様式 3 号

平成 年 月 日

所 属 長 様

(公財)宮城県消防協会会長

「みやぎ消太」着ぐるみ貸出不承認書

平成 年 月 日付 発番号で申請のありましたみやぎ消太着ぐるみの貸出については、下記事由により不承認とします。

記

(不承認事由)

様式 4 号

着ぐるみ返却届兼使用状況報告書

平成 年 月 日

(公財)宮城県消防協会長 様

所属長

印

平成 年 月 日に借用しました「みやぎ消太」着ぐるみを貸出要綱第 9 条の規定により次のとおり返却し、使用状況を報告します。

イベント等名	
使用状況	※会場内の様子(参加者数・年齢層など)や、着ぐるみの活動状況や参加者とのふれあいの様子など
その他	※使用状況がわかる写真又は画像データを添付してください。

みやぎ消太 取扱説明書

貸出し内容

- みやぎ消太着ぐるみ 1体
頭、ボディ、袖、手袋、靴（必要であればホース、プレート）
※着ぐるみの頭は直径1m以上になりますので、一般的な乗用車には積み込めません。ワゴン車やライトバンなどをお使いください。
※着ぐるみ梱包ケースサイズ
縦83cm×横127cm×高さ108cm

着用者の服装

- 汗等による着ぐるみの劣化を防ぐため、以下の服装を着用するようご協力ください。
 - 1 素肌が直接触れないよう、長袖、長ズボン等を着用してください。
 - 2 靴下は必ず着用してください。
 - 3 着用者の頭及び首にタオルを巻いてください。

脱着手順

- 別紙着ぐるみの着方参照
 - 1 ズボンを着用し靴を履く
 - 2 胴体部分を着用
 - 3 袖を装着し、手袋を着用
 - 4 頭をかぶせてもらい、中のヘルメットの顎紐を留める
※着用は1名でせず、必ず複数名でサポートし、特に頭部は2名が左右に分かれて被せてください。その際、口の部分が視野部分のため、手をかけないように注意してください。

着用中

- 着ぐるみは視野が狭くなり、動きも制限されますので着用して行動する場合、必ず先導者をつけ一緒に行動してください。

- 手など動くところは、無理に動かさず自然に動く範囲でご使用ください。
- 着ぐるみを長時間着用しますと、内部温度が上昇します。特に夏場の炎天下では体に変調をきたす場合がありますので、体調に合わせて休憩をとりながら使用してください。
- キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は非常時を除き、言葉を発しないようにしてください。
- 雨天時、荒天時は屋外で使用しないでください。

着用後

- 着ぐるみ着用後は、風通しの良い場所で陰干しをしてください。状況により消臭スプレー等を使用してください。
- その後収納袋に入れ保管してください。靴を袋に入れ、その袋を頭部の中に入れ収納袋に入れてください。

留意事項

- 着ぐるみが型崩れしないよう、置き方には十分注意してください。
- 着ぐるみの構造上 165cm～175cmの方が着用すると消太くんがかわいく見えます。
- 脱着作業は、関係者以外には絶対に目撃されないようにしてください。
- 主催者以外は使用しないでください。
- 承認後、貸出事業としてふさわしくない行為がある場合には、承認を取り消すことがあります。

お問合せ先

公益財団法人宮城県消防協会

TEL 022-262-4333

FAX 022-263-7272

E-mail msk@miyagi-syoubou.or.jp